

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和4年8月4日

県立安芸津病院長 後 藤 俊 彦

病一般4第5号

1 調達内容

(1) 業務名

医療情報システム更新業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

東広島市安芸津町三津4388番地

県立安芸津病院

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

資料作成における規定は、別紙「技術評価等資料作成要領」のとおりとする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別表「落札者決定基準」のとおりとする。

4 入札参加資格

単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

(1) 単独企業による場合

ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務

処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

- エ 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「04A情報通信機器」、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の資格を認定されている者であること。
- オ 本件により調達する物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。
- カ 国内において平成30年4月1日以降に90床以上の病院と医療情報システムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(2) 企業グループによる場合

- ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1)ア、イ、及びウの要件を満たしていること。
- イ 企業グループの各構成員は、資格告示によって「04A情報通信機器」、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」のうち、少なくとも1つの資格を認定されている者であること。また、それらで構成する1つの企業グループとして、「04A情報通信機器」、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の3つの資格を全て備えること。
- ウ 少なくとも企業グループのいずれか1者が、上記(1)オ及びカの要件を満たしていること。
なお、複数ないしすべての構成員が満たすことも差し支えない。
- エ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務に参加していないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(1)エの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和4年8月4日（木）から令和4年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。
外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館 1 階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 〒739-2402 東広島市安芸津町三津4388番地

県立安芸津病院

電話 0846-45-0055

イ 交付期間

令和4年8月4日（木）から令和4年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、仕様書については、上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和4年8月19日（金） 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和4年8月26日（金）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和4年9月22日（木） 午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に記入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月26日（月） 午後2時00分

イ 場所

東広島市安芸津町三津4388番地

県立安芸津病院4階講義室

(5) ヒアリング

提案書の内容を深く理解するため、提案の詳細に対し質問等ヒアリングを行う。

ヒアリングの日時等詳細については、各入札者に対し別途通知する。

7 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 提案審査

ア 技術評価点は、別表「落札者決定基準」に基づき、県立安芸津病院医療情報システム総合評価一般競争入札評価委員会が提案書を審査し、次により算出する。（技術評価点による端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。）

なお、技術評価点の満点は925点とする。

(ア) 評価項目単位の採点

a 落札者決定基準の4の(1)「病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。」の部分については、次の式により評価を行う。対象とする保守費用はハードウェア保守及びソフトウェア保守で、令和5年3月分から令和10年2月分までとする。（ただし、ハードウェア保守についてはメーカー保証期間があるため令和6年3月分から令和10年2月分までとする。）

評価点＝25点×（保守費用に係る最低提案価格）／（当該提案者の保守費用に係る

提案価格)

- b 上記 a 以外の部分については、提案書の記載内容により 0 点から 5 点までの 6 段階評価とする。6 段階評価の目安は、次のとおりとし、県で想定している一般的な提案の評価は、3 点とする。

なお、仕様書に対する対応回答票への回答のうち、Ⅱ－2－21の各項目に「④ 対応できない」が 1 つでも含まれる場合は失格とする。

(目安)

非常に優れている。(5 点)

優れている。(4 点)

普通である。(3 点)

劣っている。(2 点)

非常に劣っている。(1 点)

記載がない。(0 点)

(イ) 評価項目単位の重み

重要度に応じて、「2」から「40」までの重みを各評価項目単位に設定する。

(ウ) 評価項目点

各委員の評価項目単位の採点を平均したものに、評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

(エ) 技術評価点

技術評価点は、評価項目点を集計した合計点とする。

イ 政策評価点は、別表「落札者決定基準」に基づき、次に掲げる式により算出する。

なお、政策評価点の満点は 20 点とする。

政策評価点＝20点×（政策評価の得点合計）／（政策評価の配点合計）

(ア) 評価項目単位の採点

- a 社会的責任等(1)障害者雇用への取組状況については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の法定雇用率を達成していることが確認できる書類により、0 点及び 5 点の 2 段階評価とする。

(目安)

障害者雇用率2.3%以上。(5 点)

障害者雇用率2.3%未満。(0 点)

- b 社会的責任等(2)仕事と家庭の両立支援への取組状況については、広島県仕事と家庭の両立支援登録制度の登録証の写しにより、0 点及び 5 点の 2 段階評価とする。

(目安)

登録あり。(5 点)

登録なし。(0 点)

- c 法令遵守(1)社会保険等の加入状況については、提案書の記載内容により、0 点、3

点及び5点の3段階評価とする。段階評価の目安は、次のとおりとし、0点の場合は失格とする。

(目安)

業務従事予定者の全員が社会保険等に参加している。 (5点)

業務従事予定者の一部が社会保険等に参加していない。 (3点)

業務従事予定者の全員が社会保険等に参加していない。 (0点)

d 法令遵守(2)業務従事予定者の賃金水準については、提案書の記載内容により、0点及び5点の2段階評価とする。段階評価の目安は、次のとおりとし、0点の場合は失格とする。

(目安)

業務従事予定者全員の賃金が最低賃金より高い。 (5点)

業務従事予定者の一部の賃金が最低賃金より低い。 (0点)

ウ 価格評価点は、次に掲げる式により算出する。(価格評価点には数があるときは小数点第2位以下を四捨五入する。)

なお、価格評価点の満点は300点とする。

価格評価点＝300点×(1－入札価格/予定価格)

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び技術評価等資料を上記6(3)イの提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒739-2402 東広島市安芸津町三津4388番地

県立安芸津病院総務課医療経営係

電話 (0846) 45-0055内線316 ファクシミリ (0846) 46-0015

メールアドレス aphsoumu@pref.hiroshima.lg.jp

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required: Medical Information System for Hiroshima Prefectural Akitsu Hospital building

(2) Fulfillment period: From the date of this agreement to 31 March 2023

(3) Fulfillment place: Hiroshima Prefectural Akitsu Hospital building

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm 19 August 2022

(5) Time-limit for tender: 5:00 pm 22 September 2022

(6) Contact point for the notice: Hiroshima Prefectural Akitsu Hospital

4388 Mitsu, Akitsu-Cho, Higashihiroshima City 739-2402 Japan

TEL 0846-45-0055

県立安芸津病院医療情報システム調達業務 落札者決定基準

業務名		医療情報システム調達				
業務場所		県立安芸津病院				
業務概要		県立安芸津病院において、現在稼働中の医療情報システムを更新する。				
項目	評価項目		評価基準	重み	配点	
技術評価	1 業務要求仕様の充足性	1.1 要求仕様の実現性	(1) 電子カルテシステム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	40	200
			(2) 医事会計システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	6	30
			(3) 検体検査システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(4) リハビリシステム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(5) 手術システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(6) 薬剤部門システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(7) 栄養部門システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(8) 看護勤務割システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
			(9) 問診システム	・本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ・パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されているか。	4	20
		小計				370
		1.2 技術基礎	(1) ハードウェア構成	・病院の統計データの各件数や、ピーク時の使用率を考慮した上で、サーバや端末、付帯装置の構成が示されているか。 ・障害に対する方針を明確にし、それが発生した際に、システムがダウンすることなく業務運用が続けられる仕組みが講じられているか。	8	40
			(2) セキュリティについて	・利用者の権限設定、システム動作の監視、不正なアクセスを追跡するための記録(ログ)の収集等について、十分かつ確実な仕組みが提案されているか。 ・委託職員が院内で行う作業や、受託者が自社で行う作業において、患者の個人情報を保護する仕組みを講じることが具体的に示されているか。 ・セキュリティ事案の発生に備え、確実なバックアップの保存と迅速・確実に復旧する仕組みが提案されているか。	10	50
			小計			
	合計				460	
	2 信頼性	2.1 導入の体制	(1) 管理・開発体制	・今回開発に係る開発体制が、体制図により示され、かつシステムの質を担保するための十分な体制を敷くことが期待できるか。 ・構築作業の中心となる技術員の人数、及び各人の医療情報システムに係る構築作業経験等が明記され、かつその経験を信頼できるか。	6	30
				・構築にあたっての進捗管理体制、方法、適時的確な報告等、遅れが生じた場合の対処等について、具体的に記載されているか。 ・構築スケジュールが短いことも踏まえ、構築作業時間における手戻りを抑えるための具体的な対策について記載されているか。	6	30
				・構築するシステムの品質管理方法や問題がある場合の対応方法等について、具体的に記載されているか。	6	30
			(2) 病院側に求める内容	・今回の構築作業における所与の条件や課題を考慮した上で、病院側に要求したい内容が具体的かつ明確であり、また現実的な範囲に収束しているか。 ・マスタ作成やリハーサル、操作研修への参加等、病院側が主体として実施しなければならないものについて、その進め方及び支援について適切な提案がなされているか。 ・病院側の負担を軽減するために工夫すべき内容について、具体的かつ明確に提案されているか。	6	30
		小計				120
	2.2 スケ	(1) 移行について	・システム移行及びデータ移行にあたって、医療従事者に誤認や混乱を与えぬように配慮するとともに、診療業務に支障をきたさないよう十分な対策を取ることが具体的に記載されているか。 ・システム移行及びデータ移行にあたって、データの整合性等について十分に検証を進めるため、計画立案及び実施に係る統括責任者を設置し、システム品質を担保することが記載されているか。	6	30	

県立安芸津病院医療情報システム調達業務 落札者決定基準

		ン ュ ー ル	(2)	研修について	・研修の実施計画作成や実施体制等が具体的に記載されているか。 ・研修の受講者に、新システムがスムーズに受け入れてもらえるよう、習熟度のチェックや管理を行うことについて、具体的に記載されているか。 ・また、システム稼働後に適宜実施しなければならない研修の実施方法について記載されているか。	8	40	
			小計					
技術評価	2 信頼性	2.3 実績	(1)	病院システムの開発実績	・受託者の病院システムの開発・構築実績について具体的に記載されているか。 ・今回の調達で想定している協業他社について、明確に示されているか。 ・上記に示した協業他社との協業実績があるか。	4	20	
			小計					
		合計						210
	3 業務改善		(1)	医療情報システム全体の業務改善	・業務改善への取り組みは、医療現場の実態に即したものか。 ・今後の病院を取り巻く医療・介護機能再編成等の動向に沿ったものになっているか。	8	40	
			(2)	システム更新・導入により新たに追加される機能や改善される機能	・医療従事者の業務の効率化及び簡素化に関して、新たに追加される機能や改善される機能はあるか。	8	40	
					・患者満足度、医療の安全・医療の質の向上に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	8	40	
					・経営状況の把握・適正なサプライ体制の構築に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	8	40	
		合計						160
	4 稼働後対応		(1)	運用について	・病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。 (病院想定) ・ハードウェア保守:24時間365日 ・ソフトウェア保守:バージョンアップ料、法改正費用含む ・アプリケーション:ライセンス料	5	25	
					・稼働直後の立ち合い、初期トラブルへの対応、システムを早期に安定化させる対策が記載されているか。	4	20	
			(2)	機能拡張開発	・国の制度変更等の動向に基づいて、今後予想されるシステム拡張に柔軟に対応できるシステム構成となっている旨が明示されているか。	2	10	
			(3)	非機能要件について	・非機能要件を実現するための方法等について、具体的に記載されているか。	4	20	
			(4)	パッケージのバージョンアップ	・バージョンアップの実績が豊富か。 ・アプリケーションプログラムに不具合が発見された場合や、将来的に予想される今後のシステム拡張等に対し、迅速かつ柔軟に対応できるか。	4	20	
		合計						95
	技術評価点計						925	
政策評価	責 任 会 社 等 的	(1)	障害者雇用への取組状況	・障害者雇用促進法43条第1項の法定雇用率を達成しているか。	-	5		
		(2)	仕事と家庭の両立支援への取組状況	・広島県仕事と家庭の両立支援登録制度に登録しているか。	-	5		
	法 令 順 守	(1)	社会保険等の加入状況【必須】	・単独企業・企業グループの構成員に関わらず、業務従事予定者が社会保険等に加入しているか。	-	5		
		(2)	業務従事予定者の賃金水準【必須】	・単独企業・企業グループの構成員に関わらず、業務従事予定者の賃金水準が最低賃金と比較して高いか。	-	5		
	政策評価点計						20	
価格評価点の配分						300		
技術評価点の配分						925		
政策評価点の配分						20		
価格評価点	価格評価の配分点×(1-(入札価格)/(予定価格))						300/1245	
技術評価点	(各評価項目の得点×重み)の合計得点						925/1245	
政策評価点	政策評価の配分点×(政策評価の得点合計)/(政策評価の配点合計)						20/1245	
評価点	価格評価点+技術評価点+政策評価点						1245	